

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(特別休暇の事由及び期間)</p> <p>第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である女性教職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間</p> <p>(6) 女性教職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性教職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p> <p>(7)～(19) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(特別休暇の単位)</p> <p>第29条 (略)</p>	<p>(特別休暇の事由及び期間)</p> <p>第27条</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) (同 左)</p> <p>(7)～(19)</p> <p>(特別休暇の単位)</p> <p>第29条 (同 左)</p> <p><u>(産前・産後休暇に伴う任期付教職員の採用)</u></p> <p>第29条の2 大学は、第27条第1項第5号及び第6号の休暇の請求等があつた場合において、当該休暇期間(以下この条において「産前・産後休暇期間」という。)について教職員の配置換その他の方法によって当該請求等をした教職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、産前・産後休暇期間(当該教職員の出産前に採用しようとする場合にあつては、当該教職員の出産予定日の翌日から8週間を経過する日までとする。)を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用を行うものとする。</p> <p>2 大学は、前項の規定により任期を定めた教職員(以下この条において「産前・産後休暇代替者」という。)を採用する場合には、当該産前・産後休暇代替者にその任期を明示しなければならない。</p> <p>3 大学は、産前・産後休暇代替者の任期が産前・産後休暇期間に満たない場合にあつては、当該産前・産後休暇期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</p> <p>4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。</p> <p>5 大学は、産前・産後休暇代替者を第1項の規定に</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p>	<p><u>より採用する場合及び第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該産前・産後休暇代替者の同意を得なければならない。</u></p> <p>6 <u>大学は、産前・産後休暇代替者（第3項の規定により任期を更新した場合を含む。次項において同じ。）を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。</u></p> <p>7 <u>産前・産後休暇代替者の労働条件、服務その他就業に関する事項は、就業規則（第12条及び第15条第1項第3号を除く。）の例による。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成29年2月28日から施行する。</p>